

特許権	判決年月日	令和2年2月20日	担当部	知財高裁第3部
	事件番号	平成31年(行ケ)第10043号		
○ 発明の名称を「高コントラストタイヤパターン及びその製作方法」とする発明について、進歩性がないと判断した事例。				

(事件類型) 審決(無効不成立)取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 特許法29条2項, 126条5項

(関連する権利番号等) 特許第5642795号

(審決) 無効2016-800115号

判 決 要 旨

- 1 本件は、被告が有する発明の名称を「高コントラストタイヤパターン及びその製作方法」とする発明に係る特許権につき、特許無効審判を請求した原告が、請求不成立とした審決の取消しを求める訴訟である。

原告は、取消事由として、訂正要件(新規事項の追加禁止)の判断の誤り、進歩性の判断の誤りなどを主張した。

- 2 本判決は、以下のとおり、本件審決には、訂正要件の判断誤りはないが、進歩性の判断誤りがあると判示して、本件審決を取り消した。

(1) 訂正要件について

本件明細書には、タフトについて、その下四分の一に $5\mu\text{m}\sim 30\mu\text{m}$ の平均粗さ R_z を設ける構成が開示されており、かつ同様の構成をブレードに適用することも開示されている。よって、ブレードの下四分の一に $5\mu\text{m}\sim 30\mu\text{m}$ の平均粗さ R_z を設けることは、当業者によって、本件明細書のすべての記載を総合することにより導かれる技術的事項との関係において、新たな技術的事項を導入しないものである。

(2) 進歩性の判断について

ア 甲1発明(主引例)は、タイヤのサイドウォール面に設けた表示マークの識別性を向上させることを目的とするものであるから、当業者であれば、表示マークの識別性をさらに向上させることを検討すると考えられる。また、甲1の記載によれば、表示マークの識別性向上は、タイヤの外観を優れたものとするための一手段であり、甲1発明のタイヤの外観をさらに向上させる手段があるのであれば、それが望ましいことといえる。

甲2文献(副引例)は、空気入りタイヤを技術分野としているから、本件発明3と技術分野が共通しており、しかも経時劣化により外観を損ねるという現象を課題として認識し、これを解決するための技術的事項が記載されたものである。このような現象は、甲1発明の表示マーク部分を含むタイヤ全体に生じうるものといえる。

が、そうなれば甲 1 発明のタイヤの外観を損なうとともに、表示マークの識別性の低下をもたらす。

よって、甲 2 文献の記載事項は、表示マーク部分を含む、甲 1 発明のタイヤの外観をさらに向上させるのに適した内容と考えられるから、当業者であれば、甲 1 発明に甲 2 文献の記載事項を組み合わせることを試みる十分な動機付けがあるといえる。

甲 2 文献には、表示マークのコントラストを高めるという発想はないが、そうであっても、別の理由から、甲 1 発明との組み合わせが試みられる。

イ 甲 1 発明に甲 2 文献に記載された事項を適用する場合、甲 2 文献の記載を踏まえれば、表示マーク部分を含むサイドウォール面全体に、 $5\ \mu\text{m}$ ～ $30\ \mu\text{m}$ の表面粗さを設ける構成になる。

かかる構成も、本件発明 3 に含まれると解される。

よって、甲 1 発明に甲 2 文献に記載された事項を適用し、本件発明 3 の構成とすることは、容易想到であったといえる。

ウ 本件発明 1，2，4～6 も、同様に進歩性が認められない。